

第二十四回国 参議院地方行政委員会會議録第二十九号

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)午後二時六分開会

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君

理事 伊能 芳雄君

宮澤 喜一君

森下 政一君

小林 武治君

大谷 賛雄君

川村 松助君

木島 虎藏君

佐野 廣君

堀 末治君

横川 信夫君

加瀬 完君

佐多 忠隆君

中田 吉雄君

松澤 兼人君

國務大臣 大蔵大臣 一萬田尙登君

國務大臣 太田 正孝君

政府委員 自治庁財政部長 後藤 博君

大蔵省理財部長 河野 通一君

大蔵省主計局長 宮川新一郎君

事務局側 常任委員 福水與一郎君

自治庁財政部長 柴田 護君

部財政課長 藤田 護君

○理事の補欠互選 本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) 委員会を開会いたしました。

まず理事の補欠互選の件についてお諮りいたします。

石村幸作君が御承知のように理事をしておられました。委員を辞任されましたので、理事に一名欠員を生じております。この際理事の補欠を互選いたしたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。理事に宮澤喜一君を指名いたします。

○委員長(松岡平市君) 前回に引き続き、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

本日は委員各位の御要求により、大蔵大臣が出席することになっております。ただ大蔵大臣は、三時からほかに

の委員会にどうしても出なければならぬということがございます。なるべく大臣に対する質疑を先にお願いたしたいと存じます。

なお、このほかに、政府から政府委員として大蔵省の森永主計局長、それから河野理財局長、説明員として吉岡税制第二課長が出席することになっております。なお自治庁長官も、委員会の都合つき次第にこちらに出席するということもございます。後藤財政部長が政府委員として出席しておりますし、そのほか説明員として柴田財政課長が出席いたしております。

質疑のおありの方は順次御発言願います。

○政府委員(後藤博君) ただいまお配りしました、きのうの御要求に基くものであります。これを簡単に御説明申し上げます。

三つあります。一つこの「義務教育学校」における教員及び学級構成に關する調、これは中田先生の御注文でございます。それから「財政再建団体に關する調」、これは、きのう差し上げました資料で、数だけ出ておりましたので、一番下に赤字額、実質赤字額の今までの計を出してございませぬ。赤字額は申し出の団体であります。府県で十一、それからその赤字額が百四十六億四千二百万円、それから市が団体数が五十四、その赤字額が八十六億九千三百万円、それから町村の申し出団体数は百三十であります。その合計が三十億三千五百万円、

合計いたしました。今出ておりますところの申し出の団体の実質赤字、これは市町村、府県の実質赤字の申し出の額であります。二百六十三億七千万円になっております。従って、これで見ますと、大体四百億円でまかなえるのではないかと、私に私どもは考えておるわけでございます。

それから、「京都府財政再建計画の概要」であります。計画の内容は非常に分厚なものであります。それを大体要約いたしましたのであります。

第一に財政の規模、これは三十年年度の歳入の総額と歳出の総額を書いておられます。百四十七、八億というものが大体の規模であります。その次は、税収と歳入総額との比率が大体二七・九％、一般財源と歳入総額との比率、一般財源と申しますのは、税と交付税の総額であります。大体三〇％、基準財政需要額は四十七億九千六百万円、基準財政収入額は三十五億七千万円、普通交付税額は十二億二千万円、特別交付税額は一億九千六百万円、これは実績でございます。

歴年の決算の状況はその次に書いておられます。欄の右から二行目のところにおります。欄の右から二行目のところにおります。欄の右から二行目のところにおります。欄の右から二行目のところにおります。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○小林武治君 大蔵大臣に伺います。三十一年度の地方財政計画は、大蔵省も勉強してもらったと申します。か、多少格好がよくなった、こういうふうに思っておりますが、この地方財政計画の膨張の状況は、国の膨張に比べてなお急激である、こういうふうにあるいは今後の膨張、こういうものについてどういふ考えをもつておられるか、すなわちこの程度でなければならぬ、こういうふうな思っております。か、その点まず伺います。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○小林武治君 大蔵大臣に伺います。三十一年度の地方財政計画は、大蔵省も勉強してもらったと申します。か、多少格好がよくなった、こういうふうに思っておりますが、この地方財政計画の膨張の状況は、国の膨張に比べてなお急激である、こういうふうにあるいは今後の膨張、こういうものについてどういふ考えをもつておられるか、すなわちこの程度でなければならぬ、こういうふうな思っております。か、その点まず伺います。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○小林武治君 大蔵大臣に伺います。三十一年度の地方財政計画は、大蔵省も勉強してもらったと申します。か、多少格好がよくなった、こういうふうに思っておりますが、この地方財政計画の膨張の状況は、国の膨張に比べてなお急激である、こういうふうにあるいは今後の膨張、こういうものについてどういふ考えをもつておられるか、すなわちこの程度でなければならぬ、こういうふうな思っております。か、その点まず伺います。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣が出席いたしました。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私も、終戦後の地方財政の、これはいろいろな理由もありましようが、規模が拡大し過ぎておるのじゃないかという感じを持っておられます。ところが拡大しているところを、実際の地方でいろいろなことをしていただければならぬというふうな状況下に置いておけば、これは私はやはりやむを得ないのじゃないかと思ひます。それで、地方財政の規模につきましては、どうしても私はやはり地方行政制度ということと関連をしまして、今後私は、地方財政の規模を今後なるべく小さくするということよりも、私は適正ならしめるといいますか、ほんとうに日本の地方行政というものにはこうあるべきだ、こういうふうなことにたいに必要なる財政規模は持たなければならぬ。どうしてもここで私は、検討する必要があるかと、かように考えておるわけでございます。

従いまして、地方行政等いろいろのものと関連のもとに考えておらないと、実際問題として、地方財政規模が大きいとかどうか、にわかに言つても私は仕方がないのじゃないか。むしろ非常な、人員がふえ過ぎておるとか、だれが考えてもしなくてもいい仕事かふえておるとか、こういうのを適正ならしむるのには言ひまでもありませんが、実際の面において、やむを得ない形に於いての地方財政の規模というものは、今申し上げましたような考え方から今後十分検討されていかなければならぬ、かように考えておられます。

○小林武治君 私が申すまでもなく、地方財政と国の財政とほとんど同じ、また本年度においては、もう国の財政を上回つておる。こういう大きな財政規模でありますので、むしろ大蔵大臣として財政を考へる場合には、国と地方と一つのものとしてその配分をどうするか、そういうふうな考え方で当然あるべきだ。やむを得ればわれわれは、大蔵大臣が国のことを考へて、それから地方のことに及ぶのじゃないかというふうな邪推もせざるを得ないというふうなことがあります。これがどうして一体として考へて、そしてこれを適正に配分する、こういう考へ方であるべきだと思ひますが、その点はどうですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) むろん私もさういふところがあるべきだと考へておるのです。ところが実際問題として、これは地方財政については、中央はそうこれは、まあ自治というふうな根本問題もあるのですが、財政については、多々地方は独立性を持つておられて、いろいろと地方でやられることについて、特に中央としてチェックすることがあると、ただ財源その他の蔵入面においては、中央、地方を通じて大蔵大臣は十分の考慮を払うというところは、これは当然と思つておるわけでありすが、こういうふうな点について、やはりこれはいろいろ困難な、あるいは検討を要すべき問題を含んでおりますが、中央と地方とのあり方について常に考へていかなければならぬまい、かように思つております。

○小林武治君 このたびの交付税の方では、交付税の二五%まで増す、こういうことになってきておられますが、この率はもう地方の全蔵入の一六%にも及ぶという、こういうふうな状態であ

ありまして、こういう調整措置がある程度限界点にきておるのじゃないかと思ひますが、交付税を今後やはり必要によつて増して行く、こういうふうな考へ方をやはり持つておるかどうかというところはいかがですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 交付税の二五%の今回の率は、これは具体的な現状に即した事柄であります。そこで、三十一年度において、地方財政が今の回のようにいろいろな地方財政強化のための措置によつてどうなるかということに關連するのではありませんが、私の考へるところによりますれば、三十一年度において相当、むしろ私は一つも満足する状況とも思ひませんが、しかし、今日の事態で可能な限りの地方財政の強化策をいろいろと蔵入蔵出にわたつてとりまして、そしてその結果、なおこの二五%の交付税ということになつたのであります。まあこれで、三十一年度においても三十二年度においても、地方財政において赤字を生ずることはなからうと、こういうふうな考へ方もいたしておられますので、今、交付税率を上げるという考へは持つておりません。

○小林武治君 地方財政の規模というものは、まあ大体一つの形をとつておると、そうしてもこれが順次ふえるということになれば、これは裏づけの財源としては、税かあるいは交付税を増すか、この二つしかないが、こういうふうな思つておられますが、まあ交付税も、私どもの考へとしては、もうむやみにこれを増すべきでないというふうな考へをしておられます。そうすると、一方においては税が地方の自主財源として大きな率を占めてくると、し

かも税は、今年には国は減税をする、あるいは新税を起さないと、こういうことをしておるのに、地方については相当の新税を設けておる。すなわち税収だけでも百数十億もふえると、こういうふうな状態になっておられて、私どもは、政府としまして、今後地方が自主的に新しい税源を求めるといふことは困難である。そうすれば、これの始末をする先は、やはり国と地方との税源の調整と、こういう問題になつてくると思つておられます。ところが大蔵省は、まあ税のことは今年は見送ると、三十二年度で何分の措置をする、こういうことになつておられますが、今の国と地方との税源の調整ということについては、三十二年度からこういうことになったらどうかというふうなことは、何かお考へはないかどうか、このことを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 中央地方を通じての税制であります。これはただいま臨時税制調査会に諮問をいたしておいて、おそろしくこの秋ごろには最終的な答申もあろうかと考へております。多分そういうことになると思ひますが、まあその上でどういうふうな……、私が先ほどからちよつと申し上げましたように、やはりこの地方の税を考へる場合には、行政制度ということとも関連して考へる必要もある、こういうふうな思つておられますので、臨時税制調査会等の考へ方、あるいは答申等も十分調子を合せるようにして、そして税制についても、中央地方を通じてできるだけ立派なものを思つておられます。私自身として今その答申を待つておるようなわけで、今

のところ、こういふことを申し上げるものを持つておりません。

○小林武治君 地方の財政規模が拡大して行くことは、私どもむしろ歓迎したい。ところが行政規模を大体現在の程度にしておいても、今までの話によれば、どうしてもこの行政規模等の削減を多少しても、公債費の増加のためには、財政規模はさらに拡大せざるを得ないと、こういうふうな状態になつておると、こういうことではあります。問題は、地方債の問題になつてくると、こういうふうな思つておられます。地方債が現在四千数百億にもなると、地方債が現在四千数百億にもなるといふことについては、私は地方だけの責任ではないと、国が地方にこれをしわ寄せをした結果であると思ひます。従ひまして、困も相当程度地方債というものについては責任を感じなければならぬと思つておられます。

この公債問題を解決しなければ、財政規模はどうしてもいやな性質にふくれいていくというふうな必然性を持つておると、こういうことに相なるのであります。こういふことに相なるのであります。われわれとしては、地方債の処理というものについては、地方債の処理というものは、これを処理するに於いては、国の措置に多く待たざるを得ないと、こういう状態になつておられますが、利子を補給するとか、あるいは借りがえであるとか、あるいはまた、国が肩がわりをするとか、いろいろの根本的な問題があると思ひますが、この公債問題については、大蔵大臣としても全くこれは真剣に取り組んでいただかなければならぬと思つておられますが、これを次の機会まで何とかがどういふふうな考へて

○国務大臣(一萬田尚登君) 中央地方を通じての税制であります。これはただいま臨時税制調査会に諮問をいたしておいて、おそろしくこの秋ごろには最終的な答申もあろうかと考へております。多分そういうことになると思ひますが、まあその上でどういうふうな……、私が先ほどからちよつと申し上げましたように、やはりこの地方の税を考へる場合には、行政制度ということとも関連して考へる必要もある、こういうふうな思つておられますので、臨時税制調査会等の考へ方、あるいは答申等も十分調子を合せるようにして、そして税制についても、中央地方を通じてできるだけ立派なものを思つておられます。私自身として今その答申を待つておるようなわけで、今

○小林武治君 私が申すまでもなく、地方財政と国の財政とほとんど同じ、また本年度においては、もう国の財政を上回つておる。こういう大きな財政規模でありますので、むしろ大蔵大臣として財政を考へる場合には、国と地方と一つのものとしてその配分をどうするか、そういうふうな考え方で当然あるべきだ。やむを得ればわれわれは、大蔵大臣が国のことを考へて、それから地方のことに及ぶのじゃないかというふうな邪推もせざるを得ないというふうなことがあります。これがどうして一体として考へて、そしてこれを適正に配分する、こういう考へ方であるべきだと思ひますが、その点はどうですか。

いこうと、こういうふうな構想がおありかどうか、この点は、この地方行政委員会の一審大きな問題ですから、何一つおきたいのであります。

○國務大臣(一萬田尚登君) 地方財政について、地方債の問題、これが非常に問題であることは、申すまでもありません。私は、今回の地方財政再建強化につきましても、必ずしも満足すべき状況でないというふうなことをちよつと申しましたが、それも実はもう少し私も、この地方債の処理について、あるいは地方債に対する今後の対策といえますか、そういうものについて考えて、もう少し三十一年度において、もう少し地方の財源を強化して、そうして地方債の発行量を減らしたいと思つて考えたのであります。その点は、私はやはり率直に申しましたように思います。御指摘のように、今後この公債をどういうふうにしていくか、重大な問題であります。私もまた、できるだけやはり地方に今回の税制改革に基いて財源を与えるようにいたしまして、そうして地方債の発行を少なくする。また、発行する場合において、ほんとうに債券発行に財源を求めてもよろしいような事柄に限ると、言いかえれば、一般歳出の財源として地方債を発行するといふようなことは考へていくべきではないと、こういうふうな根本的な考え方を持つておきます。そういうふうな方向を今後できるだけ推進していきたくと思ひます。ただ現存する地方債をどうするかという問題も、これもやはり真剣に取り組んでいかなくちゃならぬと思ひ

すが、これは、今後自治庁とも十分御相談し、かつまた、税等の関係も十分考へた上で、実際に即して適当な措置をとるべきである、かように考へておきます。

○委員長(松岡平市君) ちよつと、今の大蔵大臣の御答弁に關連してお伺ひしたいと思ひますが、今小林委員の、将来のことは別だが、現存しておる四千数百億に達する地方債の相当な部分、これは国が責任があるのだということについて、大蔵大臣はどういうふうにお考へになるか、お聞かせ願ひたい。と申し上げますことは、国の方は健全財政をうたつて、別段の国債等もふえていかなければ、しかし、ここ数年の間、いろいろな公共事業で、国の方の予算はきちんとつけてある。ところが、御承知のように、国が支弁するのは、公共事業その他においても事業費の何十パーセントかである。その残りのものは、地方が支弁する財源がないときは、すべて起債を認めてきた。これらの起債については、大蔵省も別段ちゃんとした償還財源を予定されておつたとも考へられない。それらの起債が積み積つて四千数百億になつておると、事業はできた、償還する財源は地方は持たない、こういう状況下にあるものがあるわけですが、この処理については、国としても相当な責任を感じて、処理に国が手を出さなければならぬじゃないかという意味のことを小林委員は質問されたと思ふのですが、大蔵大臣はそのものについてはどう考へられるかというのを、一つはつきりお聞かせ願ひたいと思ふ。

○國務大臣(一萬田尚登君) 御承知のように、終戦後の国の財政は非常に窮乏をいたして、しかも、歳出需要は特に巨大なものであつた。私は考へておるのであります。従ひまして、国にたいしまして、地方にもあつてもあつておるべきだつたといふようなことで、不十分な点もそれは私にはあつたと思ひます。これはしかし、やはり国全体として考へる場合に、まあやむを得なかつたことでもあつたかと思ひます。従ひまして、私は、ここで責任とかいろいろ言うべきでもないのではないかと、ただ今日地方財政が窮乏しておると、あるいは急迫していなくても、非常な困難な状態にあるとすれば、それを国としていくものに、いわゆる再建を国としていくのが、責任があるとかないとかという以外において、当然なことだ。いわゆる財政といふものは中央地方を通じて健全でなければならぬのでありますから、地方の財政について国として今後なすべきことは十分にしていく。まあ責任といふふうなことになるとまたこれはなかなか理屈づぼくなりまして、またそのなかなかならずかしい問題にもなるかと思ひます。しかし国が十分手を差し伸べなかつたであらうといふことは、これはもう常識で想像はできるのでありますから、その点は十分頭に入れて、今後地方財政に処していきたく、かように考へております。

○委員長(松岡平市君) ちよつともう一へん。そうすると現存している四千数百億の地方債については、責任や何かというものは別にして、何とか財政措置で、できるだけ地方も困らんよりにしてやりたいという御意思のよ

うに考へられる。現に現在再建整備を自治庁は盛んに地方にも懇請して、法律に基いてやつておられるけれども、自治庁の説明によつても一年間の一つの県の税金全体をもつても、すでに現在持つておる地債を返すその償還額に達しない、という府県も出てきておる。こういうものがあるわけですが、財政再建の措置を講ずるのにもそういう各府県は非常に困難で、自治庁も非常に困つておられる、こういうことである。その一番大きな圧力は、そういう県では地債を返すと、こういうことになつておられます。自治庁の説明によつては、これは利子補給というふうなことは、この委員会でも強く要望いたしてありますが、そういうふうなこともまだ実現を見ない、こういう話であります。今大蔵大臣の説明は非常に抽象的であるけれども、将来においてあるいは利子の補給とか、あるいは地方債の一部分を国債に肩がわりをしてやるか、あるいはまたこれらの償還を相当将来に引き延ばしてやるか、何らかの措置をできればしていいというふうな考へであるといふよりに理解してよろしうございませうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今私こでたとえは地方債の利子を補給するといふようなことは、私申し上げかねるのであります。これはやはり全体として、今回、特に三十二年に中央地方を通じて税制のほんとうの改革もやろつとして、今着々審議を願つておるのではありません。そういうふうなものを見たら上におきまして、どうすればいいのかが、これは真剣に考へる。そうして地方の財政が将来にわたつて健全性を増

していくという措置は、私は必ず地方自治庁と相談してつていきたく、かように考へております。

○中田吉雄君 大臣の御趣旨はわかりませんが、これは早急を要するのでありますが、やはり三十二年予算ぐらいからは、その問題に熱を入れていただかんと、たとえ今後十年間の各年度の公債費増見込額を見ても、昭和三十三年には府県の中で元利償還分が県税収入より多くなる県がかなり出てくる。ですから少くとも三十二年の國家予算、地方財政計画を立てる際には、この問題に一步ただいまの御発言の趣旨のようなことを織り込んでいただけるよう、やはり準備をしていただきたいというふうな考へるのであります。いかがですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 大体私の考へていることとそう違ふことはないものであります。私はそういう点についても親切に考へてみたい、準備もいと思ひますが、これもやはりこの事態をもう少しはつきりさせたい、非常に、一体では税源といふものを、財源なんかをどうするかといふようなことをもう少しはつきりさせたいと思ひます。

○中田吉雄君 この起債の際に、内容別に検討して、やはり国の責任を持つべきであつたものを、國家財政の収支を合せるために押しつけたやつは、少くとも国が持つといふふうな、やはりそういうことも含めて、私はやはり解決してもらいたい。それには何よりかこの地債の内容を検討して、ほんとうにこれは地方が単独で自分のところの財政も考へずにやつてきたも

のであると、当然国がめんどうを見るべきものを、財政収支の均衡を合せるために押しつけたためである、そういうやうな詳細な分析をして、国の責任で起きたものはできるだけ国で負うというやうな、またそうやっていただかんと、地方には私をいう力がないと思ふのですが、一つそういうことも御考慮に入れておいていただきたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) まあそういう分類が、実際の問題に対して果して公平にできるかできんか、これもあると思ふますが、なかなか私はわづかしい問題もあるかと思ふ。しかし可及な限りにおいてそういう分類を作るという事はこれは私は必要だと思つております。それだから特に事務当局にも言つて考えておられますが、なかなか私はそれは困難じゃないかと思ひます。

○中田吉雄君 いや、それは私に作業を要求されれば、そういうことは、やはり地債の内容を検討してみれば、おのずからどちらにより多く責任、といひますかがあるかという事は、分析してみればこれはわかると思ひます。大蔵省にはたたくさんの俊秀がおられるわけですし、そういうことができませんは私にはないと思ひます。そういうことを十分一つ検討して、また将来の公債を累増させるためにも、私はまずそれをやってみることが必要であると思ひます。その責任の転嫁は別として、一つその研究をしてみても下さい。その問題はそれだけです。

じゃほかの問題に入ります。大蔵大臣と自治庁長官がおられますので、これはお願ひなんです。この地方財政

再建促進特別措置法が通りまして、法律第九十五号によつて施行されておるのですが、一つ大蔵省と自治庁との間の緊密な連絡によつて、できるだけ再建債を早く貸していただくやうな措置をとつていただきたいと思ひわけあります。そのためにも親切に再建債を早く貸していただくならば、借り替へその他赤字をさらに累増しないと思われものがかなり……。初めてこのケースですから、いろいろ事情があると思ひますが、一つその点をお願ひしておきたいのです。

○伊能秀雄君 ちよつと関連。その問題は自治庁の方から、一体ここに表を出されておるのだけれども、この表を今説明しかけたところでしたけれども、これがだんだん大蔵省に交渉して、すでに大蔵省との話し合ひで、話し合ひといふか三十年度は何か二百億のワクがあつたわけですね。これはもうずんずん三十年度は過ぎておるのでござい、もう償還しなくちゃいかんことだし、さらに三十一年度も、ことしも多分二百億だつたと記憶して、いま合計四百億といふものがあるのですから、この四百億のワクのうちでほとんど困つておる所は償還してもらわなくちゃならぬと思ひますが、そこは自治庁の方でこの問題はどんなふう

に今まで持つていってこれをまとめて交渉しておるのですか。中田さん、これはよかつたら……。一つ自治庁から、一応どんなふうにか大蔵省へ持ち込んで交渉しているのか。私は、この再建団体から、いつ出るのか、いつ出るのかという催促が非常にくるのですよ。自治庁の方から一つ。

再建促進特別措置法が通りまして、法律第九十五号によつて施行されておるのですが、一つ大蔵省と自治庁との間の緊密な連絡によつて、できるだけ再建債を早く貸していただくやうな措置をとつていただきたいと思ひわけあります。そのためにも親切に再建債を早く貸していただくならば、借り替へその他赤字をさらに累増しないと思われものがかなり……。初めてこのケースですから、いろいろ事情があると思ひますが、一つその点をお願ひしておきたいのです。

○中田吉雄君 ちよつとその点に關して。やはり自治庁の方から、まず再建債を貸せる地方から申請申し込みがあつて、その手順を一つ……。まず一体どういふふうな、自治庁のどこが所管でどういふふうなやつておるのか、一つその点から。

○政府委員(後藤博君) 再建計画の承認及び再建債の手続を簡単に申し上げます。各地方団体で再建の申し出の議決をいたします。申し出の議決をいたしまして、それを私どもの所に持つて参りまして、指定日を指定いたします。指定日を指定いたしましたして、そのときを基準にいたしまして再建計画を策定をいたします。その再建計画を今度は議會に諮りまして再建計画を確定するわけでありまして。それを持つて参りましてわれわれの方で再建計画を承認し、同時に大蔵省の方に協議いたしまして再建債を確定すると、まず簡単に申し上げますと、そういう手続でございます。

○中田吉雄君 そりすると、自治庁では一体どこが所管課ですか。

○政府委員(後藤博君) 所管は正確に申しますれば、官房と申しますか官房の調査課であります。しかし、その上に調査官というのがあります。財政部長の私も調査官であります。私が専任の調査官になっておまして、ここにおります柴田君とか大村君も調査官であります。財政部の課長、部長が調査官になりました。そして仕事は官房の調査課を中心にしてやる、そこには専任の調査官もおります。そこで参りましたものを一つ一つ手分けをいたしまして担当して、その再建計画の指導を承認の事務をやつておるわけがあります。

○松澤兼人君 そこで関連してお伺いするのですけれども、きのうでしたか、後藤部長は、大体今申し出ておる府県市町村合計の申し出の額はこれこれであるから、ちよつとも心配することはない、ちよつとも心配がなかつたよりに思ふのです。そこで承るのですが、ここに二百六十三億といふものが、ここでお考えならば何でもない、そこでお考えならば何でもない、といふことでお考えのようですが、かりにいつてみて、たとえば兵庫縣が二十四億の赤字があるといふことは、その赤字まるまるをここに計上して縮めたらちよつと金額になるのですか、その点いかがですか。

○政府委員(後藤博君) 県の持つて参りました赤字の総額がここに載つておるわけでありまして。それで申しますと二百六十三億といふことになりまして。これは五月三十一日までに申し出た申しますから、まだこれから一月以上ございまして。従つて教はふえることが予想をされますけれども、四百億のワクの中には大体はまるまるではないかと、ちよつと申します。具体的にこの兵庫縣の赤字の持つて参りましたものは、二十四億九千九百万円でございます。しかし再建債の対象になるものはこの中にあるわけでございます。その金額でございませぬ。それは一々法律、政令等によりまして計算をして大蔵省に協議する、ちよつと申して申し出た申します。

○松澤兼人君 そこで問題なんです。この京都も兵庫縣も二十四億何がしかという数字が出ておられますが、このうちあなたに調査官として申し出の

書類を検討せられて、このうちいろいろ赤字の原因といふものを調査されるわけでしょう。この分は国でみてやろとか、この分は国でみてやれないとかいふことになるわけだろと思ひます。そこで、かりに京都でもあるいは兵庫でも二十四億何がしといふような数字が出てきておられます。これは府県の申し出の額をそのまま。そうしますと、大体の予想で今そういうことを聞くと、大体の予想で今そういうことを聞くと、大體の方でみられるといふものは、二十四億何がしといふものになります。ちよつとお考えですか、概略でいいです。

○政府委員(後藤博君) きまつております。京都の場合を申し上げます。二十四億九千九百万円の中には退職債が入つておられます。従つて、この中から純粹の再建債と分けなければならぬわけでありまして。再建債を大蔵省と協議してきめました額は三十一億九千万円でございます。そのほかに退職債があるわけでありまして。退職債は時日と関連いたしまして、まだこれは確定いたしておりませぬ。一応二十一億九千万円が再建債、ちよつと申して申し出た申します。

○委員(松岡平市君) ちよつと御注意を申し上げますが、先ほど申し上げましたように、大臣はこの委員会に出席せられておる時間に制限がございませぬので、なるべく大臣にぜひ答弁を求めなければならぬといふことについて、御質問を続けていただきたいと思ひます。

○中田吉雄君 そりすると、まず後藤部長にお尋ねして、それから大蔵大臣の方に御理解をいただきたいと思ひます。が、あなたも柴田課長も調査官で、官房

書類を検討せられて、このうちいろいろ赤字の原因といふものを調査されるわけでしょう。この分は国でみてやろとか、この分は国でみてやれないとかいふことになるわけだろと思ひます。そこで、かりに京都でもあるいは兵庫でも二十四億何がしといふような数字が出てきておられます。これは府県の申し出の額をそのまま。そうしますと、大体の予想で今そういうことを聞くと、大體の方でみられるといふものは、二十四億何がしといふものになります。ちよつとお考えですか、概略でいいです。

クとして、これは自治庁とも御相談の上、大体もうきまされたものがございませう。その方針に従って処理いたしたいと存じます。ただ、私もこれは申すまでもないことですが、やはり政府の資金を相当程度出すというところに相なりますから、債権者としての立場から、相当調査はこれはどうしてもやむを得ないと思つておられます。ことに相当額の利子補給がおりておられますから、これは非常に言葉は悪いのでありますけれども、必要のないものを出すわけにはいかない、利子補給がついていく点から見まして、まあそういう点だけについてはございませう、できるだけそういう点については不行き届きのないような配慮を加えながら、なるべく早く処置をしたいという努力は、現在まで続けて参りましたし、今日いろいろ各委員からの強い御要望のありましたことでもありますが、なお一そつ勉強いたしまして、一日も早く処置ができるように、今後一そつ努力いたしたい、こういうふうに考へておられる次第であります。

○伊能芳雄君 ただいま伺つたところでは、すでに昨年の臨時国会で二百億というワケがきめられておつた。そこでもまあ手続や何かでおつておつたとはいいながら、ようやく自治庁の方も九十億という数字で具体的に交渉に入つておられる。そのうちきまされたのはまだ京都府と京都市ですか、というふうなことで、非常におつておられる。この点は中田委員からも御指摘がありましたように、大蔵大臣、大いに督促されて、せつかく再建整備のこの団体を昨年の国会に出して、非常に本委員会では日がないので、ついに継続審議にした、

それであの臨時国会でようやく上つた。まあ非常に政府は当時急いでおつたのだけれども、いろいろな事情で上らなかつたのを、昨年の臨時国会は地方財政の赤字対策と言われた国会で決定したのですが、すでにそれから半年になつておられる。半年になつておられるのに京都府と京都市と二つだけしかきまらぬというのじゃ、もしこれを発表したら恐らく赤字団体、再建整備を要求する団体というものは、一体政府は何してやるのだという非難がごう然と起るだらうと思つておられます。この点は一つ大蔵大臣は大いに督促されておられ、ワケはちやんと二百億取つておられる、さらに新しいワケも作らなければならぬ。もちろん貸す方の立場から、やはり回収が不能になつても困るし、また不良貸付になるようなことがあつても困るし、こういう点を責任上審査されるのはやむを得ないと思つておられます。それだけの理由でこういうふうにおつておられるという事は、まことに政府は怠慢であるという非難は免がれないと思つておられます。どうか大蔵大臣十分御勉強下さいまして、せつかく地方財政がよやく軌道に乗るようなところへきたときでありますので、一そつ再建整備団体については、そういう意味で特に急いでいたいただきたいという事をお願ひ申し上げておきます。

○國務大臣(一萬田尚登君) まことにどうもごまごまなことであります。不当におつておられることのないように、特に事務当局を督促いたしまして、よく従来来たというふうな経過も聞きまして、今後推進するようになつておられます。○加瀬亮君 大蔵大臣に伺いたいので

ありますが、本年度の地方財政計画の御説明によりまして、昨年度におきましていろいろと地方財政の窮乏打開の臨時措置が講じられたわけであるけれども、これによつては地方財政窮乏の原因が全く除去されたということにはならない、こういう御説明があるわけでありませう。そういうことで、本質的な打開は三十一年度あるいはそれ以後に持ち越されるというふうな解釈ができると思つておられます。大蔵省といたしましては、三十一年度におきまして、根本的な打開の方法としてどういうことをお考えになつておられるか。先ほどの御説明によりまして、交付税はもう上げることができない。しかしながら公債費の増加というものは、これは国で、ある程度めんどうを見てやらなければならぬ点もあるもので、こういう点は何か地方財源の強化をはかつてやりたいというふうな意味の御説明もあつたのでございませう。まことめまして、三十一年度以降の地方財政のいろいろの問題の原因を根本的に解決する方策として大蔵大臣はどういうことをお考えになつておられるか、この点をまず伺いたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 根本的にいふような言葉は、もうこの機会では私しばらくおきますが、私が申し上げたいと思つたことは、地方債の問題です。この地方債をどういうふうに従来行を少くしていきというふうにしていくのか、地方行政が円滑に行われていくのには一体どうしたらいいか、その点の問題がまだ残つておる、この点の解

決が。繰返し申しますように、私としてもあれでいいと言ひわけじやない、こつ考へておるわけでございます。○加瀬亮君 公債費が非常に幅を取りまして、その問題の解決が大切である、またこれについては考へて下さるという事は私も大賛成でございます。しかしどうしてこの公債費というものがこんなに幅を取るようになってきたかということをお考えなす、少くも地方債が地方の一般財源を埋め合せられるような形で財源の役割というものを地方債がさせられてきたということに地方債がさせられてきたということに言い得るのじやないかと思つておられます。で、これは政府もこの地方債の漸減方式をとつておるわけでありませう。地方債をこつ減らして参りませう、減らした分というものをどこかで財源的に充当して参らなければ、バランスがとれないという事にもなるわけなんです。そうなつて参りますと、地方財源そのものを強化するから、交付税を拡大するか、いすれかの方法をとらなければ、地方行政の機能というものをしない限り、この漸減方式というものは実を結ばないという事に私はなると思つておられます。ですからお説のように、公債費を縮めていくという事はけつこつでございます。地方債も縮減していき、けつこつでございます。それを地方債が財源的な役割をしておつた分を、何で埋め合せをつけるか、この点を大蔵省は地方財源を新しく与えるという立場で、どのようにお考えになつておられるのでありますよるか。

○國務大臣(一萬田尚登君) いや、そのことを申し上げて、この問題のところはどうかというふうな点に処理して措置していくかという点について、三十二年に考へておる中央、地方を通じての税制の改革ということと関連を持つていくと、かように申し上げておるわけでありませう。まあこの地方債がふえた原因はこれは私多々あると思つておられます。むろん一般歳出の財源を地方債でまかなつたというふうなものもそれはあるであらうと思つておられます。しかしそれは一体どういふことか、それからどういふことになつたかといへば、またこれは多種多様であらうかと思つておられます。まあ懸して申しまして、私は従来参りませう。富裕県、言いかえれば税収の多い府県等には地方債を押しまして、これは当然のことでありませう、ある意味では。税収の少ない貧乏な府県等には地方債を認める。これでたがは考へておられる地方財政の破綻を生ずる、こういうふうな考へでは、それで、私はあべこべに、何かして税の財源を求めがたいような気の毒な府県には、何らか特殊の税収入を、何らか税を与える、それが地方債、借入金を減す。金持といひませうか、非常に大きな都会なんかを包含しては、いろいろな事業が起り得るのですから、こういう所にはむしろ私は借入金、地方債といふよりも、ある程度許して、それで、こつな所には集積して、特には集積してあるかもしれないものを、貧乏県に回すといふようなことも、再々抜本的には考へていかなければ、私は地方全体としてのバランスが取れないと思つておられます。国はそれほど国税の取入

が多かるうかと言われれば、やはり国も乏しいのでありますから、そういうふうな全体としての公平な分配を考えていこう、こういうことで今後地方債の処理に當る、こういうふうな考えておられます。

○加瀬完君 原則としては私非常にけつこうだと思つて居る。しかし貧弱県が地方債を認められなければやりくりがつかなくなつたといふところに問題があるわけなので、これを今お話しやるように特殊な税収入を与えていくとおっしゃるのでありますが、今まで何回か地方税、あるいは財政計画に對してそういう問題が出され、あるいは説明がされたわけでありまして、特殊な税収入といふものが、具体的に特に貧弱県に對して、特殊な税収入といふものは、あまり生まれてこなかつたと思つて居る。これを特殊な税収入といふことを言うならば、一番特殊な税収入は、交付税をそういう貧弱県にたくさん流すという方法しかないと思つて居る。しかし二五歩というワケで押えて、それで態容補正を今度のようにいろいろ変えてみたところで限界があると思つて居る。交付税は二五歩で押えて、特殊な税収入を与えらるんだといふことになりまして、その特殊な税収入といふものはどういふことを大蔵省はお考へになつておられるのですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私、税のことについては専門的に知識もありませんが、まあ今言うたような趣旨で、一つ臨時税制調査会で専門家に考へてほしいといふことをお願いをいたしておるわけでありまして、どういふふうな答申になつて出ますか、ただしかなし、これは私ここでお約束をするとか

どうかかといふのじゃありません。ただ私は率直にここで申し上げてみたいと思つて居るのですが、あまりまたそういうことを言うたからといつて、いろいろ責められると困るのであります。そういうことがないといふことで……(笑)

○國務大臣(一萬田尚登君) 三十一年度の若干は出ておるのです。しかし私はなほだ徴力の結果、思うように実現ができてなかつたことを遺憾に思つておられます。しかししたとせばごくささいでありまして、富裕県からそういふない県に、いわゆる不交付県から交付の地方団体に税を回す、こういうふうなことが若干は出てきておられます。考

○國務大臣(一萬田尚登君) 三十一年度の若干は出ておるのです。しかし私はなほだ徴力の結果、思うように実現ができてなかつたことを遺憾に思つておられます。しかししたとせばごくささいでありまして、富裕県からそういふない県に、いわゆる不交付県から交付の地方団体に税を回す、こういうふうなことが若干は出てきておられます。考

え方は一応片鱗を示しておると思ひます。

○加瀬完君 その片鱗からそんなくいたしまして、われわれ大いに希望を抱いておるわけでありまして、その財源調整の問題を國と地方を通じて行つたのだと、こういうふうな了解をいたしたいのであります。その財源調整は、今大臣が御指摘のように、単に富裕県と貧弱県の財源を調整するといふだけではなくて、國の財源そのものも地方の財源とにらみ合せて、ある場合には大幅に譲つていく、現在の制度そのものにあまりこだわらぬ、こういうふうな了解をいたしてよろしくござい

○國務大臣(一萬田尚登君) 私自身としては、こだわらなくてもいいと思ひますが、これは検討を加えなければなりません。これは専門家でもないのに、よけいなことを言うようになりませんが、たとえばかりに地方税附加方式にする、税の配分の仕方はいろいろ違つたことになると思ひます。どういふ答申になるか、私、知るべくもありませんが、これは専門家に十分一つ頼みまして、やつていただきたい、かように考へておられます。

○委員長(松岡平市君) 加瀬君に申し上げますが、大蔵大臣は、大へん残念でございませぬけれども、他の委員会へ出席される時間の都合がございませぬので、大体まあ十五分おくれたから十五分は延ばします。一時間の約束でございませぬから、もう三分ばかりありますから、その間に大臣に対する質疑を終つて下さい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 具体的などうするかといふことは、私は専門家におまかせするわけでありまして、まあ私の感じですが、率直に言つて、國とか地方とかいふのは、どちらも私は対立的な考へ方が強過ぎるのじやないかと思つて居る。同じ人間が地方税も納め國税も納める。あまりそう言わずに、そうして強いて、今日地方自治といふものが非常に強い。いやしくも中央あたりの干渉は許さない、地方は地方だ、こういうふうな点もある。ですから、これはよほど考へてみなくちゃならぬ。そんなものを一切含めて、ほんとうに地方財政をするにはどうすればいいの、特にそれが税の面においてどうすればいいの、これは十分に一つ研究を願ひたいといふようにお願いをするわけでありませぬ。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣に申し上げます。大へんお忙しむところを委員会に御出席いただき、大へんけつこうでありました。のみならず、当委員会といたしましては、大蔵大臣の委員に對する御答申に對して、率直に申し上げますと、地方行政委員会の委員としては、やや愁眉を開いた感じがございませぬ。詳細に事務的に裏打ちするようなことに對しては、河野理財局長その他にお委員の質問があらうと思ひますが、大蔵大臣は他にやむを得ない御用がございませぬのでございませぬから、御退席願つてけつこうでございませぬ。また近く、委員会の都合では、ぜひ御出席願つて、なほ、ただいまの愁眉を開いた委員がほんとうに安堵するような御答申をお願ひしようと思ひますから、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 具体的にどうするかといふことは、私は専門家におまかせするわけでありまして、まあ私の感じですが、率直に言つて、國とか地方とかいふのは、どちらも私は対立的な考へ方が強過ぎるのじやないかと思つて居る。同じ人間が地方税も納め國税も納める。あまりそう言わずに、そうして強いて、今日地方自治といふものが非常に強い。いやしくも中央あたりの干渉は許さない、地方は地方だ、こういうふうな点もある。ですから、これはよほど考へてみなくちゃならぬ。そんなものを一切含めて、ほんとうに地方財政をするにはどうすればいいの、特にそれが税の面においてどうすればいいの、これは十分に一つ研究を願ひたいといふようにお願いをするわけでありませぬ。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣に申し上げます。大へんお忙しむところを委員会に御出席いただき、大へんけつこうでありました。のみならず、当委員会といたしましては、大蔵大臣の委員に對する御答申に對して、率直に申し上げますと、地方行政委員会の委員としては、やや愁眉を開いた感じがございませぬ。詳細に事務的に裏打ちするようなことに對しては、河野理財局長その他にお委員の質問があらうと思ひますが、大蔵大臣は他にやむを得ない御用がございませぬのでございませぬから、御退席願つてけつこうでございませぬ。また近く、委員会の都合では、ぜひ御出席願つて、なほ、ただいまの愁眉を開いた委員がほんとうに安堵するような御答申をお願ひしようと思ひますから、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 具体的にどうするかといふことは、私は専門家におまかせするわけでありまして、まあ私の感じですが、率直に言つて、國とか地方とかいふのは、どちらも私は対立的な考へ方が強過ぎるのじやないかと思つて居る。同じ人間が地方税も納め國税も納める。あまりそう言わずに、そうして強いて、今日地方自治といふものが非常に強い。いやしくも中央あたりの干渉は許さない、地方は地方だ、こういうふうな点もある。ですから、これはよほど考へてみなくちゃならぬ。そんなものを一切含めて、ほんとうに地方財政をするにはどうすればいいの、特にそれが税の面においてどうすればいいの、これは十分に一つ研究を願ひたいといふようにお願いをするわけでありませぬ。

○國務大臣(木田正孝君) これは、大蔵省側の意見というよりも、私常

に思っていることは、とにかく三大税の四分の一に達したということは、私は非常に重圧を感じるように思いました、交付税で解決する限界というものはあるのじゃないか。これで動かぬとまでは私申し上げませんが、二割五分三大税の中に食い込んでいくというところが私には非常に強く響いておりますので、これを固定して、それはそこで切ってしまうのだというところまでは申しませんけれども、あと二割五分というところは非常に大きな問題である。

おそらくこれは、国の財政と地方財政をアジャストしていく意味から考えまして、十分考えなければならぬことであらう。しかし、地方はこれでいいというわけではございませんから、先ほど大蔵大臣も言いましたが、税の問題については真剣に取り組みまして、諮問もいたしますが、大蔵省及び自治庁が一生涯懸命勉強して、方策を考えていきたい。二割五分に切るといふ意味ではございません。二割五分が大きいということだけは、私は十分御批判なさる立場からお考え願いたい、かように思うのでございます。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて。

午後三時二十八分速記中止

午後三時四十一分速記開始

○委員長(松岡平市君) では速記を起して。

○加瀬完君 財政部長にお尋ねいたしますけれども、やはり地方財政計画に伴う問題であります。今年度の方針をいたしまして、国庫補助負担金制度

の改革ということ、それから受益者負担制度といいますが、こういうことが一応強調されておると思う。この二つの問題であります。特にその受益者負担制度というふうな形が国庫補助負担金制度の改革によって、たとえば公共事業なんかある程度変つて参りますね。それで、公共事業でできなかったようなものが、その受益者負担というふうなことから、今度は受益者関係に、一般住民に負担が転嫁される、こういう傾向が出てくるんじゃないかと思われぬのであります。

改良なんか、県営であったものが団体営になり、団体営であったものが打ち切られて、そういう補助対象でないものに転嫁されるということになります。これはやはり一面において非常に軽減されておられますけれども、一面において今度は、形の変つた負担増となつておることを恐れるわけでありませう。こういう心配いかがでしよう。

○政府委員(後藤博君) 受益者負担金の問題であります。これは、二つの形態があるわけでありませう。それは、地方団体間の分担金の考え方、つまり道路とか河川において県と市町村のやつている問題、それからもう一つは、地方団体と一般の住民との間に行われておるものであります。ここに法律の規定を設けましたのは、主として一般人との関係であります。そのうちで、従来見ておりました、受益者の範囲というものが非常に不明確なやうな方をしておる。それから負担の基準なるものが非常におかしい。まことに港灣関係なんか代表的なものでしよ

う。そういうものがありますので、それをこの際明確に、政令でもつてはつきり基準を作らうというものがこの規定であります。この規定で増収を別に立てておる格好になっておりますが、それは五億くらいのものであります。それより大きく見ておられません。それから、おっしゃいますように、土地改良のやつは、六割補助で四割が地方負担で、そのうちのまた二割が個人負担というふうな格好になっておられます。こ

ういうのはつきりしているものは割合いいのであります。そうでなくて、地方負担のうちは幾ら受益者が負担すべきか、どうかはつきりしない、一割の場合あり、二割の場合あり、三割の場合がある。全額負担をしておる場合がある。いろいろな形態をとつておられます。それを合理化しようというのであります。今まではつきりきまつておるものは、大体既定通りやつてもらいたいという趣旨であります。

○加瀬完君 結論が出てしまつて、これは団体でやるのだ、あるいは県営でやるのだということになつてしまつたものは、おっしゃる通りになると思はう。そうではなくて、かりに公共事業費というものが削減されますと、これは負担軽減のために削減されるわけでありませうけれども、今度はそのおろりをおつて、負担が一面において軽減されましたけれども、公共事業で補助をもらつてやれないから、それが今度は住民の負担になるといつたやうな仕事が残るのじゃないか、そういうことはな

いかということなんです。

○政府委員(後藤博君) 公共事業の減が負担金の方にはみ出してくるということではなくて、公共事業の方は一定

分量というものがあつて、そのうちのます国の負担部分を多くしようというので、補助率を上げるわけです。そして地方負担を少くして、地方負担の内

部で受益者負担というものがあつて、この制度については明確にして、こ

ういう考え方なのであります。従つて、公共事業の足りない分を受益者に負担金をかけていくという考え方ではないのであります。

○加瀬完君 それはわかっているのです。私の質問がちょっと悪いと思つたものはおっしゃる通りだと思つた。しかし公共事業の幅というものは減つてくるので、これによりませう。減らされた分を、今度は全然補助対象にならない、住民の負担の事業として継続しなければならぬという問題が生じてはきませんか。

○政府委員(後藤博君) この法律の第五条にも書いてありますように、公共事業の際に、受益者負担を引いて補助率を計算したりするやうな例があるわけですが、これはそうではなくて、受益者負担を加えたもので補助率を出して負担を考へてゆく、こ

ういう考え方に直しておられますので、おそらくおっしゃいますやうな場合というのは、単独事業が付加されるやうな場合じゃないかと思つておるのです。公共事業の分量で足りなくて、足りない分を単独事業で付加する場合に、一体どういうことになるか、その付加された場合を全部受益者負担金に持つてきてもらつちや困る、こ

ういうことじゃないでしようか。

○加瀬完君 そういふ形がとられることはないでしようか。

○政府委員(後藤博君) つまり公共事業の総額が足りない、単独事業を付けなければ工事ができない。つまり認証額そのものが悪いといふわけですね。その付加したものが、またそれが全部負担金になる可能性があるかどうか、こ

ういふ問題になつてくるかと、公共事業の認証額自体が問題になつてくる。その認証額自体を直すには、まず負担金を含めた事業量というもので国の負担をきめてもらいたいといふのが第五条です。しかし、それでもなお足りないものをどうするかといふことは、単独事業をやるかやらぬかといふ問題になるのであります。そういうことでありまして、その場合の負担は、やはりこ

れで認証事業の中の負担額をきめていけば、自然にまた負担額がきまつていくのじゃないか、こ

う考えておられます。

○加瀬完君 別の問題ですね。やはり負担金制度の改革についての問題であります。負担金制度がいろいろ改革されて、いろいろな利点といふのが生じたことは私も認めませう。しかし、たとえば利根関係の治水事業費の負担などになりますと、これは、一方的に政府の方が負担額が増減されるという現状はまだ改まらな

いと思つておる。負担額そのものが減りましても、負担額そのものが減りましても、地方の要望なり何なりといふものを十二分に聞いて、話し合ひをしてきめるというやうな形にはなつておりませんで、非常にまだ不合理が残ると思つて、た

とえば千葉県などでは、その赤字の一つの大きな原因が利根の負担です。利根の負担額を見ますと、千葉

県が、二十五年から二十九年までの統

計では、いずれも最高額を背負っている。むしろ、これは当りさわりのあり、水害等の面では、千葉よりもよけい危険も多いし、従つて見方によつては負担も大きいわけでありませう。それらの面も、対策がなされることによつては、非常に不合理だと思つてはいますが、その点は改まつておられるのですか。

○政府委員(後藤博君) 直轄分担金の問題であります。これは私どももおつしやいます。よく聞いておられます。従つて二つの問題があるわけですが、一つは直轄の分担金をきめます場合に、府県の財政の問題と関連があるから、あらかじめわれわれに協議をしておきたいといふことを考えたわけでありませう。これは、再建整備の団体について、入れたら、こう考へておつたのであります。なかなかに直轄事業をやつております官庁との間で話し合ひがつきませんでした。結局は、再建整備の法律の中には、通知をしてもらうといふ程度にとどまつております。非常に微温的になつておられるので、この通知——今まではわれわれもわからな

いのであります。そういう問題があら

ますので、もう一つは、直轄の分担金の量が千葉、茨城、茨城あたりは非常に大きい。これはもちろん大正年間

にきつた利根川の負担金の協定があるわけですが、その協定は、沿岸の長さでやつておられるわけでありませう。これは一つ問題があるわけでありませう。工事は群馬の川上でやつてお

る。ところが、工事の負担金を、何にも知らない千葉、茨城が負担しなければならぬ、こ

ういふ矛盾があら

たことになつておられます。従つてこれは、それをどうするかといふと、すぐには解決しない問題であります。負担金の量を減してもらいたいといふことを前から要求しておられて、この法律にございませう。従来、三分の一の負担を四分の一に下げておられるわけでありませう。三割負担を二割五分の負担に下げて、そして地方団体の負担を軽減しよう、こ

ういふことになつておられるわけでありませう。しかし、問題は、おつしやいます。通

り残つておられます。山口県などでは、また別の問題で同じようなことがあるといふふう

に聞いておられます。十二分に自治庁におきましても、関係の省と連絡を密にいたしまして、何分も地方負担が法外に多いと、あるいは非常に均衡を失

して、おつたといふことのないように御努力いたしたいと思つておられます。その次に、今度交付税率が二五%に引き上りまして、いろいろ算定方法が合理化されたわけですが、交付税率そのものと、あるいは交付税といふものは、交付税の算定方法そのものと、この関係については合理的であるし、妥当であるといふことも成り立つと思

つておられます。山口県などでは、また別の問題で同じようなことがあるといふふう

に聞いておられます。十二分に自治庁におきましても、関係の省と連絡を密にいたしまして、何分も地方負担が法外に多いと、あるいは非常に均衡を失

して、おつたといふことのないように御努力いたしたいと思つておられます。その次に、今度交付税率が二五%に引き上りまして、いろいろ算定方法が合理化されたわけですが、交付税率そのものと、あるいは交付税といふものは、交付税の算定方法そのものと、この関係については合理的であるし、妥当であるといふことも成り立つと思

つておられます。山口県などでは、また別の問題で同じようなことがあるといふふう

は地方財政の合理化といふことにならぬと思つておられます。再建法というワ

クの中に

入れなければ、永久に再建団体が更生できないのだ、

そういうことになつておられるわけでありませう。自主的に解決していける幅を持たせるだけの財源を

先決だと思つておられる。こ

ういふ点について、

今度の交付税だけの改正で論ずるのは困りますけれども、

全体の税制につきましても、どういふ御考慮が払われておられるのでし

において、あと財源をプラスしていくといふのではなく、三十年度から三十一年度にいきまします場合、やはり新陳代謝というものをやはり財政計画に入れたいのである。従つて、そういう条件を満たす限りにおいては、三十一年度は三十年度よりもいいと、財源的には余裕がある、こういうふうな私どもは考えておるわけでありま。雑収入なんか、おっしゃいますように、ふやすこと自体には、これは過去においてしばしばやりましたが、これは私は、不健全な財政計画であるといふので、こゝしは極力押えております。従つて五十億の内容も、高等学校の授業料の増、あるいは競輪、競馬が、われわれは三割くらい自衛によつて落ちてくるだろうと思つておつたのが、現実には落ちておりませんので、そういうものを元にかえした程度でありまして、あとは大した増を立てておりません。これは、決算はいつでもないのでありますが、そういうところ、あまり雑収入に依存するといふ財政計画をやめていきたいと考へて、こゝしは改善をはかつたのであります。個々の府県では、さつぱり財源が増強しないじゃないか、こういう声も私どもは聞いておられます。それは財政計画のいつておるいろいろな要素を前提にしてものを考へてもらいたい、必ずしも財源が減つたのではなくて、むしろふえておる、こういうことを申しておられますが、それは現実の姿において、たとへば交付税がふえるとか何とかいふことになつてくれば、みな黙つてしまふのであります。その交付税の計算が八月にあるものですから、それ以前で、はつきり見通しがつかないといふことで、そういうふうな私

どもは言つておるのではないかと、かように考へておるわけでありま。○加瀬亮君 それに後藤さんの御説明のように、三十年度と三十一年度というものを比べれば、三十一年度は都道府県においてもはるかに増強をされておるといふことは私も認めま。しかし増強されておりますけれども、たとへばばば消費税の税率を上げなかつたりして、行政全般とバランスをとれる財政になつておるかといふことになる、絶対的に考へま。この場合に、三十年度、三十一年度と相対的に考へていただければ、はるかにこれはプラスになつていく、一応の基準の行政をやつていくといふことを考へれば、こういう財源をみすみす捨てて、バランスをとれておるといふほどの財源というものはなくなつておらないじゃないか、バランスがとれないので、バランスのとれない面を、結局府県の行政の圧縮といふところを持つて考へられるじゃないか、こういうふうな質問を端的に言うならば、なぜこういふ財源を、もつと市町村に取つてこなかつたかといふのが一つ。

それから三十年度と比べると、三十一年度は特に今私が例に出しました義務教育なんかの行政面では圧縮をされておるけれども、そのしわがこゝろにどういふふうな考へられま。○政府委員(後藤博君) たばこの専売特別配付金というものは、これは税に置きかわつたのであります。同じ額以上になりま。同額のもの、それを率で直

しまして、たばこの税率を百分の十七にした中に入つておるのであります。従つてこれはつまり交付税的な配付金から、新しい税の形になつて入つておるわけでありま。各府県におきま。○政府委員(後藤博君) 少し誤解をしておりました。おつしやいました通り昨年いただきました交付税の総額と、それからたばこの益金等を入れたもの、これは交付税的につまり配分したもの、本年の交付税の総額の間に、六十億くらいの開きしかございませ。従つてネットであつた六十億にしても、昨年よりふえておるんじゃないか、税も自然増収があるんじゃないか、それから新税も百十億上げたいところなんでありま。○加瀬亮君 それは大へんお骨折りで、それだけふえたことはよくわかるだけども、私どもの言いたいことは、それで現在の町村は別にしても、府県行政が円滑に進んでいくだけの財源的な裏づけになつたかといふことになると、まだ足りないじゃないか。それが証拠には、これは再建法の性格にもはつきりと現われておりますが、その再建法の性格を適用したとは申しません、そういう失礼なことは。しかし相当行政の規模というものは圧縮されている。圧縮せざるを得ないのじゃないか。圧縮しない限り、財源と行政規模というものはバランスがとれないといふしわが行政にきておるのじゃないか、それが完全じゃないか、もつと財源を持つてこなければ、ほんとうの意味の強靱な行政といふものは行えないのじゃないか、こういう傾向が強化されてきたときは、大へん困るといふ心配が私どもにある。

からもちつてくる面があつてよかつたんじゃないかと思つけれども、こういう点はどうだと、こういう意味なんです。○政府委員(後藤博君) 少し誤解をしておりました。おつしやいました通り昨年いただきました交付税の総額と、それからたばこの益金等を入れたもの、これは交付税的につまり配分したもの、本年の交付税の総額の間に、六十億くらいの開きしかございませ。従つてネットであつた六十億にしても、昨年よりふえておるんじゃないか、税も自然増収があるんじゃないか、それから新税も百十億上げたいところなんでありま。○加瀬亮君 それは大へんお骨折りで、それだけふえたことはよくわかるだけども、私どもの言いたいことは、それで現在の町村は別にしても、府県行政が円滑に進んでいくだけの財源的な裏づけになつたかといふことになると、まだ足りないじゃないか。それが証拠には、これは再建法の性格にもはつきりと現われておりますが、その再建法の性格を適用したとは申しません、そういう失礼なことは。しかし相当行政の規模というものは圧縮されている。圧縮せざるを得ないのじゃないか。圧縮しない限り、財源と行政規模というものはバランスがとれないといふしわが行政にきておるのじゃないか、それが完全じゃないか、もつと財源を持つてこなければ、ほんとうの意味の強靱な行政といふものは行えないのじゃないか、こういう傾向が強化されてきたときは、大へん困るといふ心配が私どもにある。

○政府委員(後藤博君) これは個々の地方団体の問題と全体の問題と、二つあります。個々の地方団体をどうにしたいかと、おつしやいますようにことになるかもしませ。しかしその中で従来まじめに引き締めてやつておりました所から申しますと、昨年のあれだけの税、交付税がふえたために、相対的にやういふ黒字を出してあります。やういふ団体の方が多いのであります。残念ながら十、二十の府県は赤字を出してあります。そういう財政構造自体の改善の問題がまだ残つておるわけでありま。その残つておる団体におきましては、やはりこれだけの財政措置をしても、苦しいといふことは私は言えるのじゃないかと思つて。だからといって、その苦しい団体を今度は相手にして、再建措置をさらしにしていくかといふことになりま。やはりやほつたことにまだいろいろ問題があるわけでありま。従つて大量觀察的に地方団体を見ておれば、昨年以上の調整財源を与えられている、税財源も与えられている。だから、昨年より楽になつたはずはないか、また昨年よりも財政運営がやりやすいのじゃないか、こういうふうな私どもは概括的に言うのであります。しかし個々の団体に入つて参りますれば、おつしやいますよなこともあり得るのであります。

基礎といひますか、基礎を改めて、將來、本年度の財政計画というものが相当……地方財政には微動もさせないという意味を含めての新しい計画であつたと思つたのです。そうなつて参りますと、去年と比べて幾ら上つたといふだけでは、この財政計画としては完全じゃない。去年と比べて幾ら上つたといふのじゃなくて、今度これだけの標準を維持していくには、この財政計画で完全ではないといふものがなくちゃならぬ。それにしても財政計画の示し方も、具体的にいうと、たとえば今までのように宿日直手当が幾ら、旅費が幾ら、こういうこまかいものはトータルで出して随してしまふので、幾らかかつたかわからない。こうなつてくると、これは一体二十九年度の決算というものを押えて、將來もこの財政計画でいけば、ある程度の行政水準が保てる、こういうことになつてくるのか、それとも何かそこらに疑問が残る、そのなにかという疑問を持つという点で、財政計画——まああまり一人で時間を取るのは恐縮ですから、端的に申し上げますが——この財政計画の遂行の上においても、もう少し財政計画というものの再建は自治庁としてはふくらすお考えに立つておられるのか、これでも大丈夫だといふお考えに立つておられるのか、そこを伺へはもういいのです。

○説明員(柴田謙吉) 昭和三十一年度の財政計画がまだ完全じゃないかと思つたのでありますけれども、私たちがもちろん完全であると思つておられます。ただ現状におきましては、得られるだけのデータに基いて従来のやり

方を変えたという意味におきましては、

○加瀬光君 それは認めます。

○説明員(柴田謙吉) 口幅つたいようでありまして、画期的と言へるものであります。問題は御指摘のような投資的経費の問題あるいはその他、いわゆるその他行政費の問題等について、まあ分析が足らぬのじゃないかというお言葉かとも思われるのでありますけれども、その点は確かに御指摘の通りであるかとも存じます。結局財政計画というものは將來地方財政に対して、一つの標準的なあり方を示すもの、言いかえますれば、地方財政に對してある程度の指導性を果していくという立場におきましては、この大きな区分けの中のその他行政費と収入との関連に非常に大きな盲点と申しますか、まだ未開発の分野があるのをごさいます。人員の問題にいたしましても、この前ちょっと御答弁申し上げましたが、単純に標準定員というものを作りまして意味がないのであります。財源との関連において、いわば税金と交付税におきまかなうべき地方財政計画上の人員は幾らというふうに計算すべきであつて、たとえ保健所を作りましても、保健所関係の収入で人を置くものならば、別に人員の増減を気にすることはないのであります。むしろ住民に対するサービスがふえて参るので、むしろその点は喜ぶべきであつて、人員がふえたからといって気にする必要はない。問題は、従つてまして財政計画は今経費はふち込みにして計算し、収入は一応ある程度の関連を持たせながらふち込みにしてやり計算をしておりますので、その間

の牽連性が明らかでない、その牽連性を分析していくのが今後残された仕事じゃないかと思つたのであります。もう一つは、本年度の国の予算も地方財政計画を通じてあります。どちらか申しますと、事務的経費、そして消費的経費のバランスというものを中心に考えておつて、ある程度投資的経費といふものの進展といふものを若干まあ犠牲にしたような傾きもそれはなきにしもあらずでございますが、これはまあ現在の住民負担というよりな観点から考えますならば、財政需要は無限でございますので、やはり住民負担の限度において財政需要をどう考へるかという事になつて参ります。現在の地方財政の急場を救うためには、ある程度事業的なものを重点的にやつて、地固めができるということにならざるを得ないのじゃないか、そういう意味におきまして、やはり与えられた条件のもとにおきましては、いろいろ問題は残しておりましたけれども、一応従来の欠点といふものは大幅に直つておるのじゃないかといふふうに考へております。

○中田吉雄君 きのう柴田課長に過小団体の問題でお尋ねしたので、この地方交付税の測定単位のずつと數字、項目があるわけですが、これを見ていくと、結局測定単位の基本數値といふんです、人口と面積と、それから既存施設の數値なんです。そうするとこれを全体を見て言ひ得ることは、現状を肯定してこれは一言にしていうと、現状を肯定した結果になると思つたのです。人口が多くて面積が広くていろいろな学校とか既存施設の多い所は、この補正係數があります。補

正係數を連乘して、それに測定單位を掛けてみて、これは結局やつぱり現状肯定で、後進県といひますか、それはますます地方行政、各公共団体のアンバランスをますますこの交付税は調整せずに、むしろ逆に面積と人口と既存施設の數値といふものを、今の補正係數では、しかも先日来から御説明を受けておる態容補正だけでは、私にはできないと思つたのです。あなたは過小団体はそういうことはないと言われたが、どうもゆうべから考へてこれを見ると、どうも、やつぱり現状肯定で、これは地方公共団体のアンバランスを調整しないむしろ逆だといふふうに見るのですが、一つ納得のいく説明を願ひたい。

○説明員(柴田謙吉) 従来の地方交付税の計算といふものは、大体いわば靜態的な財政需要といふものを計算して見ますと、それが主でありまして、動態的な發展過程といふものは、どちらかといふと今の地方債政策といふものによつてまかなつてきたといふものが、これが今までのやり方でございます。もう一回申し上げます、現状における財政上必要最小限度の財政需要といふものを交付税は主として見てきて、それは主として消費的経費で見えて、投資的経費といふものはどちらかといふと起債でやつておつて、その償却費といふ形で乏しい経費の中に織り込んでみて参つたので、いわばどちらかといひますと、靜態的な財政需要を見ていくのが中心であつた、そういう意味では御指摘の点は當るのであります。そこで今度は補正をやりまして、そうしてその靜態的な交付税の計算に動態分子を入れてみようとしておるわけでありまして、それが動態分子を入れて

けであります。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合していくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合していくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合っていくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合っていくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合っていくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合っていくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合っていくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

い所が損になるといふことはないと思ひます。またそのような係數を出しては法意に反するのでございまして。きよらなごとのないようにはいたしたいと思つております。また私はできると考へております。

○中田吉雄君 この交付税がぐくわすかな額で、わずかな額といふのは語弊がありますが、今のような全部の、ほとんどの公共団体に、不交付団体とい

ふておられる。たが動態分子を入れてくる場合には、それだけに既存の數値を使へばあまり動かぬじゃないかといふお説かと思つたのでございまして。その点は私は考へようかと考へます。なるほどおつしやいますように動態的な分子をに入れていくに際しまして、いかに補正係數を使ひましたも、この基礎になる數値といふものが既存のものだから、だからあまり係數が動かぬじゃないかとおつしやいますれば、概念的にはそういう理屈も成り立つかと思つたのでありますけれども、動態的な因子を入れてくる場合の入れ方でございまして、めつたやたらに大幅に入れてみたところではしやうがないのであります。そこで三十一年度の財政計画は、地方財政といふものを投資的経費に使うことをある程度予定しております。それとの関連において、動態的な因子といふものをどういふ工合にからみ合っていくかといふ問題にならうかと考へておるものであります。そういう開発的な経費を見るために補正係數を使ひます場合には、なるほど基礎は小まらざるが、その補正の仕方によりまして、私はそんなに御心配になるような所が得になつて、既存の施設のな

うものがよくわらずか、ほとんどの団
体一般財源の不足分の補充というよ
うな形で、財政徴収作用とは別な意味
を持つている際には、ほとんど教団
体しかいぬ所はない、府県におい
ては、特にそらだといふような際には、と
にかく既存施設の敷地、面積、人口とい
うようなことで、進んだ所の既存施設
を基準にして、消防にしても、労働厚
生、社会福祉、学校、何を見たら、
これではやはりよほど補正係数は、十
三条の態容補正の問題だけでは私ほ
うもやれないように思うのですが、
ゆうべからいふあなたが序言を書い
て出しておるこの本を見ていろいろ
やってみても、どうもやはり特に交付
金は人口に比例して経費が過剰する
という基本的な概念で貫かれています
と、これは世帯費の計算で、非常に問
題になる点なんです。一軒の世帯で
にも言ったことがありますが、必ずし
も世帯の家族人員がふえるにつれて
はふえないのです。それは補正係数
でやっておられるわけですが、それ
では私は補正できていないと思う
のですが、どうも私はますます……、だ
から総合開発を担当する各府県の経済力
のアンバランスというものはますます
す、これはまあこの交付税だけでは
ないのですが、補助金その他の流し方
もすべて含めて、非常にアンバラン
スが大になって、国税なんかの徴税し
てもこのアンバランスが大になって、地
域的に産業が集中するようになること
もあって、これをどうも私は段階補正
しても、過小団体の問題、もう少し

やつてもらわぬと、今のようなことで
は、額をふやしても、さまで過小団体
の実際必要な面が調整できぬのじや
ないかと思つておるのですが、まあ態容補正
だけでいいとお考えですか。
○説明員(柴田謙君) おっしゃいます
問題は、交付税だけで調整するとい
うことは困難なものが実はあるのでござ
います。それは大きな団体も小さな団
体もおしなべて国庫補助率を上げて参
りますと、地方負担額というものがそ
れものがすくなくアンバランスになつて
参る、そこでそういう小さな団体には、
団体の規模に比して大きい地方負担
が比較的にかかつてくるというよう
な結果にもなる面があるのでございま
す。そういう意味じゃそれを交付税だ
けで調整しようという事は、実は無
理であります。国庫補助金というもの
も、国庫補助金制度というものの自身に
メスを入れなければならぬ、私たちは
前からそういう意味で公共事業費をパ
ラセ、公共事業費をバラして、これは直
轄と地方の単独にして、それで、それ
その点まで補助金行政がまつわること
をむしろ排除した方がいいのじやない
か、そうすれば大幅なそういう調整、
財源のな調整ということも可能になつ
てくるのじやないか、現在のよう
な補助金の制度が網の目のように張られ
て参りますと、その財源のな調整を過
小団体に対して行います場合に、ある
程度の限界がある。この問題は根本的
にあるわけですが、そういう意味ではた
だいまおっしゃいましたお言葉の趣旨
は大體当てはまるかと思つておる。た
だ交付税自身の分野で考えますならば、
もとより態容補正だけではありませ
んで、態容補正、実情補正その他の補

正係数についても考えて、実態に沿う
ような計算をして参らなければいかぬ
のでありますが、現在の段階では、段
階補正について申しますと非常に小
さいも補正係数というものは大體あげ
られるだけあげておるつもりでござ
います。あと残された問題がきのう申し
上げましたように、市町村の態容補正
係数をそのまま積み上げて府県の態容
補正係数にするところに問題がある。
それをまた今度の第二次態容補正係
で解決しようと思つておるのであり
ます。もちろん交付税の急変でなし得
ることは限度がございまして、それ
以上の問題はまあこれは私も補助金制
度に根本的にメスを入れなければでき
ないというふうに考えております。
○中田吉雄君 まあわかりやすく言え
ば、小さい県にしては知事にしたつ
て、副知事にしたつて、そういう
問題もあり、これはまあ世帯の人口の
構成別と一人当りの経費という問題と
からんでやつてみればすぐわかるので
すが、どうも今の段階補正等の実情を
見て、そしていただいた昭和三十年
度の各府県に対する交付税の一般分特別
の配分を見ても、その辺ももう少し検
討の余地があるのではないか、これでは千
四百億もあるかなり大きな財政作用を
及ぼす交付金がこの調整作用としてお
くれた府県、おくれた市町村というも
のの後の進捗性、態容補正だけでは私
はできないと思つておるのですが、それ
この三つの補正ですね、二号補正です
か、これは人口の密度が減少するにつ
れて費用は過剰するといふ、これもや
はり大いに考えてもらわなければいか
ぬじやないでしようかな。

るつもりなんです。大いに考えてお
かお気に召さないようでございます。
しかし交付税の計算で出て参ります基
準財政需要額というものと、それから
実際に投入して参ります基準財政需要
額に見合つて一般財源と申しますか、こ
れを比較してみますと、大きな府県
は大きな府県並みにやはり言ひ分が
ある。小さな府県につきましてもお
っしゃいますような影響もございま
す。また非常になるほどございませ
ん、また非常にございませぬ、大府県は
じや大府県並みに何もいふかとい
え、これはやはりあるのでございま
す。従いまして、その一般財源を投入
しておる部分と基準財政需要額とい
うものの比較が、比率がどの程度に
なつておるか、それが地方団体の発議に
よつて何ともしようのないものである
か、あるいはやる気になれば縮め得
るものであるかといふところに私は問題
が宿るのじやないかと思つてござい
ます。そういう目で見ると、
私は大きな府県も小さな府県もおし
べて見まして、そうおっしゃるほど小
府県が不利になつておるとは考えな
い。
○中田吉雄君 まあこれは水かけ論
みたいなことになりまして、この問題は
この程度にしておきますが、どうも私
はこの人口、面積、既存施設の敷地と
いうだけでは、何といたしても大體的に
いって、もう補正ではこれを是正する
ことは限界がある問題じゃないかと思
つておる。先に言われたような問題とか
らんで、補助金等の問題ともからんで
やらなければいかぬと思つておるが、
この財源調整制度はイギリスでかなり
進んでおるようですが、イギリスもこ

ういう計算方法をとつておるのです
か。どうなんでしょうか。
○説明員(柴田謙君) イギリスの制度
はもつと荒いのでございまして、財源
調整制度といつたしましては、日本の交
付金制度が一番進んでおります。
○中田吉雄君 しかしこれはやはり非
常に精緻な方が、大きなところ
間が抜けておるのじやないかと思
つておるのです。それはやはりまた交付
税の総額がうまいかぬと、総額が適
当でない、いかに精緻な配分方式を
使つても、そのワクの中で適正配分
するといふ問題が、総額と非常にか
らんで、今のようなアメリカ一辺倒の
再軍備政策をとる内閣のもとにおい
ては、いかに精緻な方式をあなた方が
おいて、それは必ずしも御自慢
のようなことには私はいかぬと思
つておる。まあこれは柴田君の権外だから言いま
せんが、私はそう思つておるのです。
その問題はまあその程度にして、後
藤財政部長に聞きますが、私大蔵省が
いるところで言うことははかりま
した、あなたはいつごろ送つたとい
うので私直ちに大蔵省に行つてみて、な
かなかその辺一致しないので……。再
建計画を大蔵省にいつごろ出したとい
うので直ちに参りまして、その辺が
どうも……。これはまだ送つてない
という、まあ中田が法案審議に協力し
ないからといふわけでもないだろうが、
どうもその辺をどうしておるよう
です。どうもこの点では牧野資金課長等とは
なはだしく意思の疎通が十分でないよ
うな節が多々あるのです。私はあの席
では言ひませなんだが、どうもその辺
十分な了解がついてないが、どうなん
ですか。

第二部 地方行政委員会会議録第二十九号 昭和三十一年四月二十七日【参議院】

○政府委員(後藤博君) 今月御承知の通り、三月三十一日で三十年度が終るわけがあります。三月三十日くらい議決が相当でございます。三十一日のものもございませう。そういうものを持ってきまして、私どもの方で見まして、大蔵省に送り込んだわけでありまして、先ほど申しました送り込んだのは三十年度の団体四十三であります。その一番最後に送ったのは先々週の金曜日であります。これが一番最後で、その前にずつと送っておるのであります。それを重ねておいてまあ古いやつからやつてもらえはいいのですが、なかなかやらないと、こういう問題があるので、私の方としてはまあそういうことがあり得るということを考えたので、もう三週間くらい前に各当該団体の地方課長に、全部県の地方課長に連絡をして、財務局に対して説明をしておけ、こういう連絡を私どもはしたのであります。従つて、それぞれ財務局に対して地方課長は私はしておると思つております。その後、向うは財務局長会議もあつたのであります。従つて、私どもとすれば尽す手は尽しておるのであるから、一つ早くやつてもらいたいというので、再三、おととも私は局長のところへ参りまして、ほかの問題もかねて督促をいたしておるのであります。ですから、尽すところだけは尽しております。もう一つ古いやつからどんどんやつてもらいたいというのを申しておりますが、京都府と京都市だけをきめて、あとをそのままにしておるといふので、私ども困つておるわけでございます。

○中田吉雄君 私はあるあなたが送つていふということ、早速行つた。そう言

われれば、聞き直らなければいけないですけども、まだ實際来ておらんのでせうと言つておつた。なかなかその辺はどうも大蔵省の方と連絡がとれておらぬ。その辺もう少し連絡をとつて、一つ迅速にやつていただきたい。

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記をつけ
本日の委員会はこれにて散会いたします。
午後四時四十一分散会